

名古屋港管理組合国民保護業務計画

平成30年3月

名古屋港管理組合

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 用語の説明	1
第3節 計画に定める事項	1
1 組合が実施する国民保護措置の内容及び実施方法に関する事項	1
2 国民保護措置を実施するための体制に関する事項	1
3 国民保護措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項	1
4 その他、国民保護措置の実施に関し必要な事項	1
第4節 基本方針	1
1 利用者等に対する情報提供	1
2 関係機関との連携の確保	2
3 国民保護措置の実施に関する自主判断	2
4 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	2
5 安全の確保	2
第5節 名古屋港の地理的特徴	2
第6節 計画が対象とする事態	2
1 武力攻撃事態	2
2 緊急処理事態	2
第2章 平素からの備え	3
第1節 実施体制の整備	3
1 体制の整備	3
2 情報連絡体制の整備	3
3 緊急参集体制及び実施体制の整備	3
4 特殊標章等の交付及び管理	4
第2節 関係機関との連携	4
第3節 利用者等への情報提供の備え	4
第4節 警報等の伝達体制の整備	4
第5節 生活関連等施設の安全確保	4
第6節 備蓄	4
第7節 訓練の実施	5
第3章 武力攻撃事態等への対処	5

第1節	武力攻撃の兆候等の情報連絡	5
第2節	実施体制の確立	5
1	初動体制の迅速な確立	5
2	国民保護の実施のために確保する体制	5
3	情報連絡体制の確保	6
第3節	安全の確保	6
第4節	関係機関との連携	6
第5節	利用者等への情報提供	6
第6節	警報等の通知及び伝達	7
第7節	避難・救援に関する措置	7
1	避難の指示の通知及び伝達	7
2	避難・救援に対する支援	7
第8節	所管する施設の適切な管理及び安全確保	7
第9節	運送支援の確保	7
1	運送の支援	7
2	交通の管理	8
第10節	安否情報の収集及び提供	8
第4章	応急の復旧及び復旧等に関する措置	8
第1節	応急の復旧	8
第2節	国民生活安定のための措置	8
第3節	復旧に関する措置	8
第5章	緊急対処事態への対応	9
第1節	緊急対処保護措置の実施	9
第2節	実施体制の確立	9
第6章	計画の適切な見直し	9

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第2項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するため、名古屋港管理組合（以下「組合」という。）の業務に係る国民保護措置の基本方針、平素からの備え、国民保護措置の実施等について必要な事項を定めることにより、武力攻撃事態等において、国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃が国民生活や国民経済に及ぼす影響を最小とすることを目的とする。

第2節 用語の説明

この計画で使用する用語の説明は、別表のとおりとする。

第3節 計画に定める事項

組合は、国民保護法第36条第3項の規定に基づき、名古屋港管理組合国民保護業務計画（以下「組合国民保護業務計画」という。）に、以下の1から4までに掲げる事項を定める。

- 1 組合が実施する国民保護措置の内容及び実施方法に関する事項
 - (1) 組合が管理する生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置（以下「安全確保措置」という。）に関する事項
 - (2) 組合が管理する施設の利用者等（以下「利用者等」という。）への警報等の情報提供及び避難・誘導等に関し必要な事項
- 2 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- 3 国民保護措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項
- 4 その他、国民保護措置の実施に関し必要な事項

第4節 基本方針

武力攻撃事態等において、国民保護法その他関係法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）及びこの計画に基づき、関係機関と連携協力し、組合の業務に係る国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

国民保護の実施に当たっての具体的な実施方法等については、国及び地方公共団体から提供される情報を踏まえた上で、武力攻撃事態等の状況に即して、自主的に判断するとともに、組合の国民保護措置に従事する者に危険が及ぶことのないように、安全の確保に十分に配慮するものとする。

なお、国民保護措置の実施の際には次の点に留意するものとする。

- 1 利用者等に対する情報提供
組合は、武力攻撃事態等において、組合が有する広報手段を活用し、利用者等に対し、

国民保護措置に関する正確な情報を、適時かつ適切な方法で提供する。

2 関係機関との連携の確保

国民保護措置に関し、平素から関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

3 国民保護措置の実施に関する自主的判断

国民保護措置を実施するに当たっての実施方法等については、国、愛知県（以下「県」という。）及び市町村から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとする。

4 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

組合は、国民保護法その他関係法令、愛知県国民保護計画に基づき、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意するものとする。

また、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するものとする。

5 安全の確保

組合は、国民保護措置に従事する者に対し、国及び県から入手した情報や武力攻撃災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、国、県及び市町村との連携を密にすることにより、従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

第5節 名古屋港の地理的特徴

名古屋港は、4市1村（名古屋市、東海市、知多市、弥富市及び飛島村）にわたり広大な陸域と水域を有しているため、避難・誘導等、国民保護措置を実施するに当たっては、4市1村との連携を密にする必要がある。

第6節 計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態

この計画は、以下の（1）から（4）までに掲げるものを武力攻撃事態の対象とする。

- （1）着上陸侵攻
- （2）ゲリラや特殊部隊による攻撃
- （3）弾道ミサイル攻撃
- （4）航空攻撃

2 緊急対処事態

この計画は、以下の（1）及び（2）に掲げるものを緊急対処事態の対象とする。

（1）攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃及びダム等の破壊

- イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破及び列車等の爆破
- (2) 攻撃手段による分類
 - ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾）等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布及び水源地に対する毒素等の混入
 - イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ及び弾道ミサイル等の飛来

第2章 平素からの備え

第1節 実施体制の整備

1 体制の整備

組合の業務に係る国民保護措置に関する事務についての組合内の連絡及び調整については総務部危機管理課において実施するものとする。なお、以下に定めるもの以外の必要な内容については、別途定めるものとする。

2 情報連絡体制の整備

(1) 情報収集及び連絡体制の整備

組合が管理する施設の被災状況、国民保護措置の実施状況、港湾の利用状況等の情報を迅速に収集・集約できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項に関する体制を整備するものとする。

なお、夜間又は休日においても的確かつ迅速に連絡できる体制の整備に努めるとともに、武力攻撃災害により連絡担当者が被害を受けた場合においても、組合内の連絡を確実に行えるよう、体制の整備に努めるものとする。

(2) 通信体制の整備

武力攻撃事態等において、的確かつ迅速に連絡が行えるよう、関係機関との連携に配慮しつつ、通信施設が被害を受けた場合や停電の場合等においても、通信が行えるよう、体制の整備に努めるものとする。

また、平素から国民保護措置に必要な通信設備の点検を定期的実施するものとする。

3 緊急参集体制及び実施体制の整備

組合は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備するものとする。

組合は、国民保護措置の実施に必要な体制を整備するものとし、体制整備に当たっては、24時間即応可能な体制の整備に努めるものとする。

名古屋港管理組合国民保護対策本部（以下「組合国民保護対策本部」という。）が設置された場合においてその機能が確保されるよう、交代要員の確保その他職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備の確保等を平素から図るよう努めるものとする。

4 特殊標章等の交付及び管理

国民保護措置を行うため、あらかじめ愛知県知事（以下「知事」という。）により特殊標章及び身分証明書の使用の許可を受けた場合には、適切にその管理を行うものとする。

第2節 関係機関との連携

平素から国、県、市町村その他関係機関との間で、国民保護措置の実施における連携体制の整備に努めるものとする。

第3節 利用者等への情報提供の備え

武力攻撃事態等において、組合が管理する施設の被災状況、国民保護措置の実施状況、港湾の利用状況等の情報を、組合が有する広報手段を活用し、利用者等に対し、適時かつ適切に提供できるよう、必要な体制を整備するものとする。

武力攻撃事態等において、組合は愛知県警察（以下「県警察」という。）と連携して、臨港道路の交通規制の状況や通行禁止措置等に関する情報を、利用者等に対し、積極的に提供できるよう、必要な体制を整備するものとする。

情報提供の体制の整備に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他情報伝達に際し援護を要する者に対しても、情報を伝達できるよう努めるものとする。

第4節 警報等の伝達体制の整備

知事から警報等の通知を受けた場合に備えて、伝達先、連絡方法、連絡手順等必要な事項について整備するものとする。

第5節 生活関連等施設の安全確保

組合は、自ら管理する生活関連等施設に関する情報の把握に努めるなど、平素から、その安全確保に必要な情報を収集・管理するものとする。

組合は、武力攻撃事態等における、組合が管理する生活関連等施設の安全確保のため、生活関連等施設の安全確保の留意点（平成17年8月31日付け消防国第27号・消防庁国民保護・防災部国民保護室長通知）に基づき、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるものとする。

第6節 備蓄

食料、飲料水等国民保護措置のための備蓄については、防災のための備蓄と兼ねることができることから、相互に活用することとし、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄又は調達整備するものとする。

併せて、備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握に努めるものとする。

武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材を調達できるよう、県及び市町村並びに民間事業者との間で、協力が図られるよう努めるものとする。

第7節 訓練の実施

平素より、的確な国民保護措置の実施が可能となるよう、必要に応じて、組合内における訓練の実施に努めるとともに、国、県及び市町村が実施する国民保護措置についての訓練へ参加するよう努めるものとする。

国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 武力攻撃の兆候等の情報連絡

武力攻撃の兆候等の情報を入手した場合には、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、的確かつ迅速に対処する。

第2節 実施体制の確立

1 初動体制の迅速な確立

武力攻撃事態等の認定前においては、被害等が発生した当初はその発生原因がわからず、緊急に対応することが多いと予想されるため、災害対策の初動体制を活用することとし、情報収集・連絡調整を図るとともに、応急対策を的確かつ迅速に実施するものとする。

被害等に係る態様の状況によっては、別に定めるところによる職員の緊急参集を行い、事態に対処するものとする。

2 国民保護の実施のために確保する体制

(1) 国民保護準備体制

県が、愛知県国民保護連絡室を設置した場合は、名古屋港管理組合国民保護情報連絡室を設置し、当該関連情報を収集し、連絡体制を確保する。

(2) 国民保護警戒体制

県が、愛知県国民保護対策室を設置し、緊急通報、避難の指示等の通知があった場合は、名古屋港管理組合国民保護対策室を設置し、国民保護措置を実施する。

(3) 国民保護実施体制

県が、愛知県国民保護対策本部（以下「県国民保護対策本部」という。）を設置した場合は、組合国民保護対策本部を設置する。県が県国民保護対策本部を廃止した場合

は、組合国民保護対策本部を廃止する。

なお、設置及び廃止した場合は、県国民保護対策本部に連絡するものとする。

組合国民保護対策本部は、国民保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び組合内での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。

この計画に定めるもの以外の組合国民保護対策本部の組織及び運営に関し必要な内容については、別途定めるものとする。

3 情報連絡体制の確保

(1) 情報収集及び報告

組合国民保護対策本部は、組合が管理する施設の被災状況、国民保護措置の実施状況、港湾の利用状況など武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集するものとし、これらの情報を集約し、県国民保護対策本部に報告するものとする。

組合国民保護対策本部は、県国民保護対策本部から武力攻撃事態等の状況や国民保護措置を実施するに当たり必要となる安全に関する情報の収集を行うとともに、組合内での共有を図るものとする。

(2) 通信体制の確保

武力攻撃事態等が発生した場合には、直ちに必要な通信手段の機能確認を行うとともに、連絡のために必要な通信手段を確保するものとする。

国民保護措置を実施するに当たり、必要な通信手段を確保するため、支障が生じた通信施設の応急復旧に必要な措置を講ずるものとする。

武力攻撃災害により国民保護措置の実施に必要な通信施設が被害を受けた場合や停電の場合においては、安全の確保に十分に配慮した上で、速やかに応急の復旧を行うものとする。

第3節 安全の確保

国民保護措置を実施するに当たっては、その内容に応じ、国、県及び市町村から、武力攻撃の状況その他必要となる安全に関する情報の提供を受けるほか、緊急時の連絡体制及び応援体制の確立等の支援を受けるものとし、組合職員のほか、組合の実施する国民保護措置に従事する者の身体に危険が及ばないよう安全の確保に十分に配慮するものとする。

国民保護措置を実施するに当たって、特殊標章及び身分証明書を使用する場合には、知事の許可に基づき、適切に使用するものとする。

第4節 関係機関との連携

県国民保護対策本部、国、市町村その他関係機関と緊密に連携し、的確な国民保護措置の実施に努めるものとする。

第5節 利用者等への情報提供

国民保護措置の実施状況、組合が管理する施設の被災状況、港湾の利用状況等の情報を、

組合が有する広報手段を活用し、利用者等に対し適時かつ適切に提供するよう努めるものとする。

第6節 警報等の通知及び伝達

知事から警報の通知を受けた場合は、その内容を、組合内に的確かつ迅速に伝達を行うとともに、利用者等への伝達に努めるものとし、組合は直ちに、その通知を受信した旨を県に連絡する。

警報の解除の通知があった場合も同様とする。

第7節 避難・救援に関する措置

1 避難の指示の通知及び伝達

知事から避難の指示の通知を受けた場合は、その内容を、組合内に的確かつ迅速に伝達を行うとともに、利用者等への伝達に努めるものとし、その通知を受信した旨を県に連絡する。

避難の指示の解除の通知があった場合も同様とする。

2 避難・救援に対する支援

市町村の避難実施要領に合わせ、利用者等の避難・誘導の体制の整備に努めるものとする。

組合が管理する施設が、県又は名古屋市により救援を実施するための施設として使用することとされた場合には、当該施設の開設のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第8節 所管する施設の適切な管理及び安全確保

組合が管理する施設について、利用者等の誘導が必要となった場合には、的確かつ迅速な判断により、これらの者の適切な誘導に努めるものとする。

組合が管理する施設の安全確保措置を講ずる場合には、知事から提供される情報に基づき、当該施設に従事する者等の安全の確保に十分に配慮するものとする。

これらの場合には、必要に応じ、県警察、消防機関、国土交通省その他の行政機関（施設の安全確保につき専門的見地からの助言等を行うことができる行政機関を含む。）に対し、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣等の支援を求めるものとする。

第9節 運送支援の確保

1 運送の支援

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）に基づき、港湾施設の利用指針が定められた場合には、当該利用指針を踏まえて適切に運送を支援するものとし、利用者等へ情報の周知徹底を図るなど、必要な措置を行うものとする。

2 交通の管理

武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律に基づき、道路の利用指針が定められた場合には、県警察と連携して、臨港道路における交通規制や通行禁止等の必要な措置を講じ、直ちに利用者等へ情報の周知徹底を図るなど、必要な措置を行うものとする。

第10節 安否情報の収集及び提供

県及び市町村が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、業務の範囲内で照会に応じてその保有する安否情報の提供を行うなど、安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

また、安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護に十分な配慮を行うものとする。

第4章 応急の復旧及び復旧等に関する措置

第1節 応急の復旧

武力攻撃災害が発生した場合、組合が管理する施設及び設備に関するものについて、安全の確保に十分に配慮した上で、速やかに施設及び設備の緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急復旧の措置を講ずるよう努めるものとする。

組合が管理する施設に関し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のための措置について、県国民保護対策本部に対して、必要に応じて支援を求めるものとし、組合国民保護対策本部は、被災情報及び応急の復旧の実施状況を県国民保護対策本部に報告する。

第2節 国民生活安定のための措置

組合が管理する施設について、その機能が十分に発揮されるよう、施設の状況確認、安全の確保等を行い、当該施設を適切に管理するものとする。

第3節 復旧に関する措置

武力攻撃災害の復旧に関し、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでの間、武力攻撃事態の態様や武力攻撃災害による被災状況を勘案しつつ、迅速な復旧に向けて必要な措置を講ずるものとする。

また、復旧に当たっては、その対象となる施設の被害の状況、当該被災した地域を管轄する県及び市町村が定めた当面の復旧の方向等を考慮して実施するものとする。

第5章 緊急対処事態への対処

第1節 緊急対処保護措置の実施

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、この計画の第1章から第4章までの定めに基づいて行うこととする。

準用に当たっては、次の表の左欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

武力攻撃事態等	緊急対処事態
国民保護措置	緊急対処保護措置
愛知県国民保護対策本部	愛知県緊急対処事態対策本部
愛知県国民保護対策室	愛知県緊急対処事態対策室
愛知県国民保護連絡室	愛知県緊急対処事態連絡室
名古屋港管理組合国民保護対策本部	名古屋港管理組合緊急対処事態対策本部
名古屋港管理組合国民保護対策室	名古屋港管理組合緊急対処事態対策室
名古屋港管理組合国民保護情報連絡室	名古屋港管理組合緊急対処事態情報連絡室
武力攻撃	緊急対処事態における攻撃
武力攻撃災害	緊急対処事態における災害

第2節 実施体制の確立

名古屋港管理組合緊急対処事態対策本部は、緊急対処保護措置に関する調整、情報の収集、集約、連絡及び組合内での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。

第6章 計画の適切な見直し

この計画の内容については、適時検討を加え、必要があると認めるときは自主的にこれを変更するものとし、変更を行った際は、軽微な変更である場合を除き、知事に報告するなど、計画策定時の手続に基づいて取り扱うものとする。

行	用語	説明	参照法令
あ	安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死傷した住民の安否に関する情報	国第94条
か	緊急処理事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態	国第172条
	緊急処理事態対処方針	緊急処理事態に至ったときに政府が定める対処方針	
	緊急対処保護措置	緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、緊急処理事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置	
	港湾施設	港湾法第2条第5項各号の港湾施設をいう。	特第2条
	国民の保護に関する基本指針	武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ政府が定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針	国第32条
	国際人道法	武力紛争において、人道的諸問題に対する配慮から、紛争当事者の戦闘方法や手段を制限するために規定された国際法（ジュネーブ諸条約等）	
	国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置	国第10条、 11条、16条 及び21条
さ	指定行政機関	内閣府及び各省庁など国の中央機関で政令で定めるもの	武第2条第4項
	指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの	武第2条第6号
	指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの	武第2条第5号
	指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの。愛知県国民保護計画における指定は56団体 本組合は、平成17年3月22日知事から指定された。	国第2条第2項
	事態認定	国の武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（対処基本方針）又は緊急処理事態に関する対処方針（緊急処理事態対処方針）において、武力攻撃事態等又は緊急処理事態に至ったことを認定すること。	武第2条 国第172条

	生活関連等施設	その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設で政令定めるもの ※本組合においては、水域施設、係留施設（港湾法第52条第1項第1号）が該当する。	国第103条
	生活関連等施設の安全確保の留意点	・水域施設、係留施設 関係機関との連絡体制の整備、自主警備の強化、危険物等の把握	国第102条
た	対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針	武第9条
	特殊標章	ジュネーブ条約第一追加議定書に基づき、文民保護組織の要員や使用される建物・器材を保護するため、これらを識別できるようにしている国際的な特殊標章	国第158条
	特定公共施設	港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をいう。	特第2条
は	避難の指示	避難措置の指示を受けた知事が住民に対して行う、避難すべき旨の指示	国第54条
	避難実施要領	避難の指示があったときに、市町村長がその国民保護計画で定めるところにより作成する避難に関する方法等、避難の実施に関し必要な事項を定めたもの	国第61条
	武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃	武第2条
	武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態	武第2条第2号
	武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態	武第2条第3号
	武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態	武第1条
	武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	国第2条第4項
ら	利用指針	武力攻撃事態等において対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、国の対策本部長が対処基本指針に基づき定める、港湾施設・飛行場施設・道路・海域・空域・電波の利用に関する指針（特定の者の優先的な利用の確保）	特第6条

※ 国：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）

武：武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（事態対処法）

特：武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設利用法）